議会２月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会２月定例会提出議案

議案番号	議　　件　　名
1	専決処分について 専決第１号　新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
5	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
6	平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について
7	平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
8	平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
9	平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

議案第１号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　篠　田　　昭

記

専決第１号　新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

専決第１号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、平成２９年３月３１日限りで新潟県市町村総合事務組合から新井頸南広域行政組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

平成２８年１２月５日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠田　昭

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成１６年総行市第３０号許可）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２中「、新井頸南広域行政組合」を削る。

附　則

この規約は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第２号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠田　昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第７条第１項」を「第７条第１項第１号」に改める。

第１５条第１項第２号中「２６万５千円」を「２７万円」に改め、同項第３号中「４８万円」を「４９万円」に改める。

第１５条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同条第２項を削り、第３項を第２項とする。

附則第１２条見出し中「平成２２年度以降の各年度における」を「平成２２年度から平成２８年度までの各年度における」に改め、同条中「当分の間、平成２２年度以降の」を「平成２２年度から平成２８年度までの」に改める。

附則第１３条の次に、次の３条を加える。

（平成２９年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第１４条　平成２９年度における基礎控除後の総所得金額等が５８万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に１０分の２を乗じて得た額を控除して得た額とする。

２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成２９年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第１５条　平成２９年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１６条の規定を適用する場合においては、同条第１項中「被保険者（前条第１項第１号から第２号まで及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」

と、「１０分の５」とあるのは「１０分の７」とする。

（平成３０年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第１６条　平成３０年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１６条の規定を適用する場合においては、同条第１項中「被保険者（前条第１項第１号から第２号まで及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第３号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠　田　　昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第８条第２項を次のように改める。

２　前項の規定は、第１６条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第９条第４項を次のように改める。

４　前３項の規定は、第１６条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職

員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第１２条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第１６条第１項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第１６条第２項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する６か月の期間内」を「指定期間内」に改める。

第１６条の次に次の１条を加える。

（介護時間）

第１６条の２　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　介護時間における給与の扱いについては、当該職員の給与の適用を受ける地方公共団体の例による

第１７条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第４号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠　田　　昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号ア(イ)を次のように改める。

(イ)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（第２条の３第３号において「１歳６か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第２条第２号イ中「次条第３号」を「第２条の３第３号」に、「する子の１歳到達日」を「する子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。)」に改める。

第２条の３を第２条の４とする。

第２条の２第３号中「当該子が１歳６か月に達する日」を「当該子の１歳６か月到達日」に改め、同条を第２条の３とする。

第２条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める者）

第２条の２　育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４第２項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第１項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

第３条第１号を次のように改める。

(1)　育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場

合に該当することとなったこと。

ア　死亡した場合

イ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第３条中第７号を第８号とし、同条第６号中「第２条の２第３号」を「第２条の３第３号」に改め、同号を同条第７号とし、同条第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げる。

第３条第１号の次に次の１号を加える。

（２）　育児休業をしている職員が第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア　前号ア又はイに掲げる場合

イ　民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

第８条第１号を次のように改める。

（１）　育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第３条第１号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第８条中第２号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２）　育児短時間勤務をしている職員が、第１１条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第３条第２号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第１６条第２項中「を承認されている職員」を「又は勤務時間条例第１６条の２の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、「育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第３項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第５号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠　田　　昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成１９年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条、第９条及び第１０条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第１７条の見出しを「(旅行雑費)」に改め、同条第１項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項の規定にかかわらず、県内へ旅行した場合の旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。

第１７条第３項を削り、同条第４項中「日当」を「旅行雑費」に改め、「第２項」の次に「ただし書」を加え、「の２分の１」を削り、同項を同条第３項とする。

第２１条第２項中「第１７条第２項」を「第１７条第１項」に、「日当の額の２分の１」を「旅行雑費の額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１４条、第１７条―第１９条関係）

別表中「日当、」を「旅行雑費、」に、「

日　当
２，６００円
２，２００円

」を「

旅行雑費
１，３００円
１，１００円

」に、「１２，０００円」を「１０，９００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から

適用し、施行日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

議案第６号

平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について

平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）は、別紙のとおりとする。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠　田　　昭

平成２８年度

一般会計補正予算書（第２号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第６号別紙

平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）

平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９，１９６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ １，００７，１７９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　篠田　昭

第１表　歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1分担金及び負担金		973,393	△45,331	928,062
	1負担金	973,393	△45,331	928,062
3繰越金		1,037	49,650	50,687
	1繰越金	1,037	49,650	50,687
4諸収入		388	24,877	25,265
	2雑入	288	24,877	25,165
補正されなかった款項にかかる額		3,165		3,165
歳入合計		977,983	29,196	1,007,179

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2総　　務　　費		976,568	29,196	1,005,764
	1総　務　管　理　費	976,367	29,196	1,005,563
補正されなかった款項にかかる額		1,415		1,415
歳　　出　　合　　計		977,983	29,196	1,007,179

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	973,393	△ 45,331	928,062
3 繰越金	1,037	49,650	50,687
4 諸収入	388	24,877	25,265
補正されなかった款にかかる額	3,165		3,165
歳入合計	977,983	29,196	1,007,179

歳 出

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	976,568	29,196	1,005,764			24,877	4,319
補正されなかった款にかかる額	1,415		1,415				
歳出合計	977,983	29,196	1,007,179	0	0	24,877	4,319

歳 入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	973,393	△ 45,331	928,062
1 負担金	973,393	△ 45,331	928,062
1 市町村負担金	973,393	△ 45,331	928,062
3 繰越金	1,037	49,650	50,687
1 繰越金	1,037	49,650	50,687
1 繰越金	1,037	49,650	50,687
4 諸収入	388	24,877	25,265
2 雑入	288	24,877	25,165
1 雑入	288	24,877	25,165
歳入合計	974,818	29,196	1,004,014

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 事務費負担金	△45,331	共通経費負担金	△45,331
1 繰越金	49,650	前年度繰越金	49,650
1 雑入	24,877	国保連合会返還金	24,877

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	976,568	29,196	1,005,764			24,877	4,319
1 総務管理費	976,367	29,196	1,005,563			24,877	4,319
1 一般管理費	976,367	29,196	1,005,563			24,877 (他) 国保連合会返還金 24,877	4,319
歳 出 合 計	977,983	29,196	1,007,179	0	0	24,877	4,319

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
23 償還金利子及び割引料	29,196	001 一般管理事務費 29,196 特別調整交付金返還金 4,319 市町村負担金返還金 24,877

議案第７号

平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、別紙のとおりとする。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠　田　　昭

平成２８年度

後期高齢者医療特別会計
補正予算書（第２号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第７号別紙

平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８８，４４５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ２６１，６１３，２０１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　篠田　昭

第１表　歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8繰　越　金		5,671,976	25,942	5,697,918
	1繰　越　金	5,671,976	25,942	5,697,918
10諸　収　入		293,287	62,503	355,790
	3雑　入	292,285	62,503	354,788
補正されなかった款項にかかる額		255,559,493		255,559,493
歳　入　合　計		261,524,756	88,445	261,613,201

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1総　務　費		1,070,945	85,145	1,156,090
	1総　務　管　理　費	1,070,945	85,145	1,156,090
6諸　支　出　金		5,973,777	3,300	5,977,077
	1償還金及び還付加算金	5,973,776	3,300	5,977,076
補正されなかった款項にかかる額		254,480,034		254,480,034
歳　出　合　計		261,524,756	88,445	261,613,201

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
８ 繰越金	5,671,976	25,942	5,697,918
１０ 諸収入	293,287	62,503	355,790
補正されなかった款にかかる額	255,559,493		255,559,493
歳入合計	261,524,756	88,445	261,613,201

歳 出

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	1,070,945	85,145	1,156,090				85,145
6諸支出金	5,973,777	3,300	5,977,077				3,300
補正されなかった款にかかる額	254,480,034		254,480,034				
歳出合計	261,524,756	88,445	261,613,201	0	0	0	88,445

歳 入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	5,671,976	25,942	5,697,918
1 繰越金	5,671,976	25,942	5,697,918
1 繰越金	5,671,976	25,942	5,697,918
10 諸収入	293,287	62,503	355,790
3 雑入	292,285	62,503	354,788
3 雑入	11,402	62,503	73,905
歳入合計	5,965,263	88,445	6,053,708

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	25,942	前年度繰越金 25,942
1 雑入	62,503	国保連合会返還金 62,503

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	1,070,945	85,145	1,156,090				85,145
1 総務管理費	1,070,945	85,145	1,156,090				85,145
1 一般管理費	1,070,945	85,145	1,156,090				85,145

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
25 積立金	85,145	005 医療財政調整基金経費 85,145 医療財政調整基金積立金 85,145

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
6 諸支出金	5,973,777	3,300	5,977,077				3,300
1 償還金及び還付加算金	5,973,776	3,300	5,977,076				3,300
2 償還金	5,948,379	3,300	5,951,679				3,300
歳出合計	261,524,756	88,445	261,613,201	0	0	0	88,445

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	3,300	001 償還金 3,300 特別調整交付金返還金 3,300

議案第８号

平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠　田　　昭

平成２９年度

一 般 会 計 予 算 書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第８号別紙

平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，１４９，９８７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　篠田　昭

第１表　歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,131,703
	1 負担金	1,131,703
2 国庫支出金		17,821
	1 国庫補助金	17,821
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		462
	1 預金利子	100
	2 雑入	362
歳入	合計	1,149,987

歳 出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		1,329
	1 議会費	1,329
2 総務費		1,148,558
	1 総務管理費	1,148,173
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	317
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		1,149,987

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,131,703	973,393	158,310
2 国庫支出金	17,821	3,165	14,656
3 繰越金	1	1	0
4 諸収入	462	388	74
歳入合計	1,149,987	976,947	173,040

歳 出

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1議会費	1,329	1,315	14				1,329
2総務費	1,148,558	975,532	173,026	17,821		362	1,130,375
3予備費	100	100	0				100
歳出合計	1,149,987	976,947	173,040	17,821	0	362	1,131,804

歳 入

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,131,703	973,393	158,310
1 負担金	1,131,703	973,393	158,310
1 市町村負担金	1,131,703	973,393	158,310
2 国庫支出金	17,821	3,165	14,656
1 国庫補助金	17,821	3,165	14,656
1 民生費国庫補助金	17,821	3,165	14,656
3 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
4 諸収入	462	388	74
1 預金利子	100	100	0
1 預金利子	100	100	0
2 雑入	362	288	74
1 雑入	362	288	74
歳入合計	1,149,987	976,947	173,040

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	1,131,703	共通経費負担金 1,131,703
1 社会福祉費補助金	17,821	特別調整交付金 16,350 後期高齢者医療制度事業費補助金（医療費適正化等推進事業分） 1,471
1 繰越金	1	前年度繰越金 1
1 預金利子	100	預金利子 100
1 雑入	362	職員宿舎利用者負担分 72 職員駐車場利用者負担分 290

歳 出

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 議会費	1,329	1,315	14				1,329
1 議会費	1,329	1,315	14				1,329
1 議会費	1,329	1,315	14				1,329

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	677	001 議会運営費　1,329 議長報酬　30 副議長報酬　24 議員報酬　623 費用弁償　453 食糧費　42 会場借上料　121 自治会館駐車場使用料　36
9 旅費	453	
11 需用費	42	
14 使用料及び賃借料	157	

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1,148,558	975,532	173,026	17,821		362	1,130,375
1 総務管理費	1,148,173	975,331	172,842	17,821		362	1,129,990
1 一般管理費	1,148,173	975,331	172,842	17,821 (国) 特別調整交付金 16,350 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金（医療費適正化等推進事業分） 1,471 (他) 職員宿舎利用者負担分 72 (他) 職員駐車場利用者負担分 290		362	1,129,990

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
1 報酬	213	001 一般管理事務費 1,070,708 連合長報酬 60 副連合長報酬 48 情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 105 法律相談謝礼 108 費用弁償 67 普通旅費 1,141 消耗品費 2,885 燃料費 60 食糧費 9 修繕料 50 通信運搬費 1,599 手数料 275 事務機器保守委託料 415 例規保守委託料 162 ホームページ作成等委託料 2,061 広報チラシ等作成業務委託料 10,092 文書廃棄業務委託料 114 会場借上料 488 タクシー使用料 48 レンタカー使用料 360 自治会館駐車場使用料 56 高速道路等使用料 1,956 駐車場使用料 3 テレビ受信料 15 クラウドサービス使用料 600 事務室借上料 9,141 事務機器賃借料 1,423 事務用ファイルサーバ賃借料 229 事務所備品購入費 200 新潟県市町村総合事務組合負担金 66 地方公共団体情報システム機構負担金 45 全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金 50 特別会計事務費繰出金 1,036,777
8 報償費	297	
9 旅費	1,299	
11 需用費	3,186	
12 役務費	12,369	
13 委託料	20,784	
14 使用料及び賃借料	15,988	
18 備品購入費	200	
19 負担金、補助及び交付金	57,060	
28 繰出金	1,036,777	002 職員派遣関係経費 58,167 職員宿舎借上料 720 職員駐車場借上料 647 派遣職員人件費等負担金 56,800 003 後期高齢者医療制度事業費 2,943 広報チラシ等作成業務委託料 2,943 005 特別調整交付金事業費 16,355 医療懇談会委員謝礼 189 医療懇談会委員費用弁償 77 普通旅費 14

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		燃料費 30 食糧費 5 印刷製本費 147 医療懇談会郵送料 13 医療費通知郵送料 10,482 臓器提供意思表示関連委託料 292 広報チラシ等作成業務委託料 4,705 会場借上料 119 自治会館駐車場使用料 3 レンタカー使用料 180 新潟県保険者協議会負担金 99

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 選挙費	68	68	0				68
1 選挙管理委員会費	68	68	0				68

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	58	001 選挙管理委員会費	68
		委員報酬	58
9 旅費	10	費用弁償	10

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 監査委員費	317	133	184				317
1 監査委員費	317	133	184				317

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
1 報酬	96	001 監査委員費	317
		委員報酬	96
9 旅費	133	費用弁償	133
		会場借上料	5
14 使用料及び賃借料	88	タクシー使用料	83

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
歳出合計	1,149,987	976,947	173,040	17,821	0	362	1,131,804

3　予備費

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		001 予備費　100 予備費　100

給与費明細書

特別職　　（単位：千円）

区分		職員数（人）	給与費							共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	寒冷地手当	その他手当	計			
本年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	677						677		677	
	その他特別職	11	259						259		259	
	計	43	1,044						1,044		1,044	
前年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	656						656		656	
	その他特別職	11	259						259		259	
	計	43	1,023						1,023		1,023	
比較	長等	0	0						0		0	
	議員	0	21						21		21	
	その他特別職	0	0						0		0	
	計	0	21						21		21	

備考　長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

議案第９号

平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　篠　田　　昭

平成２９年度

後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第９号別紙

平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２６３，２７７，５９３千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの限度額は、２０，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２９２条において準用する同法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

２款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年２月２５日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長　　篠田　昭

第１表　歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金額
1 市町村支出金		41,996,378
	1 市町村負担金	41,996,378
2 国庫支出金		89,270,564
	1 国庫負担金	63,176,616
	2 国庫補助金	26,093,948
3 県支出金		22,280,931
	1 県負担金	21,580,931
	2 県財政安定化基金支出金	700,000
4 支払基金交付金		105,943,629
	1 支払基金交付金	105,943,629
5 特別高額医療費共同事業交付金		69,841
	1 特別高額医療費共同事業交付金	69,841
6 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
7 繰入金		3,424,361
	1 一般会計繰入金	1,036,777
	2 基金繰入金	2,387,584
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		290,887
	1 預金利子	1,000
	2 延滞金、加算金及び過料	2

（単位：千円）

款	項	金　　額
	3　雑　　入	289,885
歳　　入	合　　計	263,277,593

歳 出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		1,220,101
	1 総務管理費	1,220,101
2 保険給付費		261,249,533
	1 療養諸費	251,297,692
	2 高額療養諸費	8,822,991
	3 その他医療給付費	1,128,850
3 県財政安定化基金拠出金		102,303
	1 県財政安定化基金拠出金	102,303
4 特別高額医療費共同事業拠出金		70,037
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	70,037
5 保健事業費		589,720
	1 健康保持増進事業費	589,720
6 諸支出金		25,399
	1 償還金及び還付加算金	25,398
	2 延滞金	1
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		263,277,593

歳入歳出事項別明細書

総 括

歳 入

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	41,996,378	40,461,887	1,534,491
2 国庫支出金	89,270,564	87,242,075	2,028,489
3 県支出金	22,280,931	21,659,505	621,426
4 支払基金交付金	105,943,629	102,874,696	3,068,933
5 特別高額医療費共同事業交付金	69,841	56,670	13,171
6 財産収入	1,000	1,000	0
7 繰入金	3,424,361	2,987,256	437,105
8 繰越金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	290,887	293,287	△2,400
歳入合計	263,277,593	255,576,378	7,701,215

歳 出

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	1,220,101	1,070,945	149,156	161,923		1,046,277	11,901
2保険給付費	261,249,533	253,729,418	7,520,115	109,609,770		127,092,194	24,547,569
3県財政安定化基金拠出金	102,303	102,303	0				102,303
4特別高額医療費共同事業拠出金	70,037	56,920	13,117				70,037
5保健事業費	589,720	570,893	18,827	264,075			325,645
6諸支出金	25,399	25,399	0				25,399
7公債費	20,000	20,000	0				20,000
8予備費	500	500	0			500	
歳出合計	263,277,593	255,576,378	7,701,215	110,035,768	0	128,138,971	25,102,854

歳 入

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	41,996,378	40,461,887	1,534,491
1 市町村負担金	41,996,378	40,461,887	1,534,491
1 保険料等負担金	21,198,536	20,262,888	935,648
2 療養給付費負担金	20,797,842	20,198,999	598,843
2 国庫支出金	89,270,564	87,242,075	2,028,489
1 国庫負担金	63,176,616	61,357,503	1,819,113
1 療養給付費負担金	62,393,527	60,596,997	1,796,530
2 高額医療費負担金	783,089	760,506	22,583
2 国庫補助金	26,093,948	25,884,572	209,376
1 調整交付金	24,543,593	23,842,829	700,764
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	193,814	172,256	21,558
4 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1,356,541	1,857,170	△ 500,629
5 社会保障・税番号システム整備費補助金	0	12,317	△ 12,317
3 県支出金	22,280,931	21,659,505	621,426
1 県負担金	21,580,931	20,959,505	621,426
1 療養給付費負担金	20,797,842	20,198,999	598,843
2 高額医療費負担金	783,089	760,506	22,583

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 保険料等負担金	21,198,536	保険料等負担金 21,198,536
1 現年度分	20,797,842	療養給付費負担金　現年度分 20,797,842
1 現年度分	62,393,527	療養給付費負担金　現年度分 62,393,527
1 高額医療費負担金（現年度分）	783,089	高額医療費負担金 783,089
1 調整交付金	24,543,593	普通調整交付金 24,152,223 特別調整交付金 391,370
1 後期高齢者医療制度事業費補助金	193,814	後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分） 193,814
1 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1,356,541	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 1,356,541
1 現年度分	20,797,842	療養給付費負担金　現年度分 20,797,842

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
2 県財政安定化基金支出金	700,000	700,000	0
1 県財政安定化基金交付金	700,000	700,000	0
4 支払基金交付金	105,943,629	102,874,696	3,068,933
1 支払基金交付金	105,943,629	102,874,696	3,068,933
1 後期高齢者交付金	105,943,629	102,874,696	3,068,933
5 特別高額医療費共同事業交付金	69,841	56,670	13,171
1 特別高額医療費共同事業交付金	69,841	56,670	13,171
1 特別高額医療費共同事業交付金	69,841	56,670	13,171
6 財産収入	1,000	1,000	0
1 財産運用収入	1,000	1,000	0
1 利子及び配当金	1,000	1,000	0
7 繰入金	3,424,361	2,987,256	437,105
1 一般会計繰入金	1,036,777	871,361	165,416
1 一般会計繰入金	1,036,777	871,361	165,416
2 基金繰入金	2,387,584	2,115,895	271,689
1 基金繰入金	2,387,584	2,115,895	271,689
8 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 高額医療費負担金（現年度分）	783,089	高額医療費負担金	783,089
1 県財政安定化基金交付金	700,000	県財政安定化基金交付金	700,000
1 現年度分	105,943,629	後期高齢者交付金　現年度分	105,943,629
1 特別高額医療費共同事業交付金	69,841	特別高額医療費共同事業交付金	69,841
1 利子及び配当金	1,000	医療財政調整基金運用利子収入	1,000
1 事務費繰入金	1,036,777	事務費繰入金	1,036,777
2 医療財政調整基金繰入金	2,387,584	医療財政調整基金繰入金	2,387,584
1 繰越金	1	前年度繰越金	1

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	290,887	293,287	△ 2,400
1 預金利子	1,000	1,000	0
1 預金利子	1,000	1,000	0
2 延滞金、加算金及び過料	2	2	0
1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
3 雑入	289,885	292,285	△ 2,400
1 第三者納付金	280,882	280,882	0
2 返納金	3	1	2
3 雑入	9,000	11,402	△ 2,402
歳入合計	263,277,593	255,576,378	7,701,215

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 県財政安定化基金借入金	1	県財政安定化基金借入金	1
1 預金利子	1,000	預金利子	1,000
1 延滞金	1	延滞金	1
1 過料	1	過料	1
1 第三者納付金	280,882	第三者納付金	280,882
1 返納金	3	返納金 返納金（負担割合差額分） 返納金（無資格受診分）	1 1 1
1 雑入	9,000	電算システム回線共有負担金	9,000

歳 出

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	1,220,101	1,070,945	149,156	161,923		1,046,277	11,901
1 総務管理費	1,220,101	1,070,945	149,156	161,923		1,046,277	11,901
1 一般管理費	1,220,101	1,070,945	149,156	161,923 (国) 特別調整交付金 150,024 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分） 11,899 (他) 医療財政調整基金運用利子収入 1,000 (他) 事務費繰入金 1,036,277 (他) 電算システム回線共有負担金 9,000		1,046,277	11,901

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
9 旅費	1,005	001 業務一般管理事務費 122,159 普通旅費 1,005 消耗品費 300 燃料費 15 会場借上料 84 レンタカー使用料 55 派遣職員人件費等負担金 120,700
11 需用費	5,147	
12 役務費	115,641	
13 委託料	695,742	
14 使用料及び賃借料	137,940	002 医療給付経費 536,786 印刷製本費 3,137 通信運搬費 86,417 被保険者証等作成封入封緘業務委託料 20,861 レセプト２次点検業務委託料 97,363 過誤処理業務委託料 12,800 審査支払システム手数料 34,475 審査支払共同電算手数料 214,126 減額認定証作成業務委託料 3,645 給付関係現金支給処理業務委託料 33,425 人材派遣業務委託料 9,496 高額介護合算療養費申請書入力業務委託料 2,468 医療費通知作成業務委託料 9,531 第三者行為求償事務受益者負担金 9,042
18 備品購入費	300	
19 負担金、補助及び交付金	164,246	
25 積立金	100,080	003 保険料賦課経費 1,026 消耗品費 91 通信運搬費 23 被扶養者情報提供料 912 004 電算システム経費 436,250 消耗品費 1,104 修繕料 500 通信運搬費 19,321 システム構築等業務委託料 83,906 セキュリティ業務委託料 12,394 稼動維持支援等業務委託料 82,037 全国町字ファイル保守業務委託料 324 電算処理機器等延長リース保守委託料 13,115 特別調整交付金（結核・精神病）支援業務委託料 50,944 電算システム賃借料 137,801 電算関係備品購入費 300 番号制度負担金 34,504 005 医療財政調整基金経費 100,080 医療財政調整基金積立金（利子分） 1,000 医療財政調整基金積立金 99,080

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		006 医療費適正化推進事業経費 23,800 ジェネリック医薬品差額通知郵送料 9,880 ジェネリック医薬品差額通知業務委託料 8,884 重複・頻回受診者等訪問相談委託料 4,536 その他適正受診業務委託料 500

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 保険給付費	261,249,533	253,729,418	7,520,115	109,609,770		127,092,194	24,547,569
1 療養諸費	251,297,692	244,251,243	7,046,449	105,936,289		122,771,059	22,590,344
1 療養給付費	243,127,279	236,316,545	6,810,734	102,793,050		119,073,652	21,260,577
				(国)療養給付費負担金 現年度分 58,456,975 (国)高額医療費負担金 783,089 (国)普通調整交付金 22,628,404 (県)療養給付費負担金 現年度分 19,485,658 (県)高額医療費負担金 783,089 (県)県財政安定化基金交付金 655,835 (他)療養給付費負担金 現年度分 19,485,658 (他)後期高齢者交付金 現年度分 99,259,400 (他)特別高額医療費共同事業交付金 65,434 (他)第三者納付金 263,160			
2 療養費	2,094,163	2,028,723	65,440	871,912		1,025,635	196,616
				(国)療養給付費負担金 現年度分 503,516 (国)普通調整交付金 194,908 (県)療養給付費負担金 現年度分 167,839 (県)県財政安定化基金交付金 5,649 (他)療養給付費負担金 現年度分 167,839 (他)後期高齢者交付金 現年度分 854,965 (他)特別高額医療費共同事業交付金 564 (他)第三者納付金 2,267			
3 食事・生活療養費	4,857,835	4,785,769	72,066	2,022,577		2,379,166	456,092
				(国)療養給付費負担金 現年度分 1,168,007 (国)普通調整交付金 452,130 (県)療養給付費負担金 現年度分 389,336 (県)県財政安定化基金交付金 13,104 (他)療養給付費負担金 現年度分 389,336 (他)後期高齢者交付金 現年度分 1,983,265 (他)特別高額医療費共同事業交付金 1,307			

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	243,127,279	001 療養給付費 243,127,279 療養給付費 243,127,279
19 負担金、補助及び交付金	2,094,163	001 療養費 2,094,163 療養費 2,094,163
19 負担金、補助及び交付金	4,857,835	001 食事・生活療養費 4,857,835 食事・生活療養費 4,857,835

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
				(他)第三者納付金 5,258			
4 訪問看護療養費	596,849	514,111	82,738	248,500 (国)療養給付費負担金 現年度分 143,505 (国)普通調整交付金 55,550 (県)療養給付費負担金 現年度分 47,835 (県)県財政安定化基金交付金 1,610 (他)療養給付費負担金 現年度分 47,835 (他)後期高齢者交付金 現年度分 243,670 (他)特別高額医療費共同事業交付金 161 (他)第三者納付金 646		292,312	56,037
5 特別療養費	1	1	0	(他)後期高齢者交付金 現年度分 1		1	
6 移送費	600	600	0	250 (国)療養給付費負担金 現年度分 144 (国)普通調整交付金 56 (県)療養給付費負担金 現年度分 48 (県)県財政安定化基金交付金 2 (他)療養給付費負担金 現年度分 48 (他)後期高齢者交付金 現年度分 245		293	57
7 審査支払手数料	620,965	605,494	15,471				620,965

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
19 負担金、補助及び交付金	596,849	001 訪問看護療養費 596,849 訪問看護療養費 596,849
19 負担金、補助及び交付金	1	001 特別療養費 1 特別療養費 1
19 負担金、補助及び交付金	600	001 移送費 600 移送費 600
13 委託料	620,965	001 審査支払手数料 620,965 審査支払委託料 620,965

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 高額療養諸費	8,822,991	8,369,425	453,566	3,673,481		4,321,135	828,375
1 高額療養費	8,612,796	8,177,893	434,903	3,585,966		4,218,190 (国)療養給付費負担金 現年度分 2,070,841 (国)普通調整交付金 801,612 (県)療養給付費負担金 現年度分 690,280 (県)県財政安定化基金交付金 23,233 (他)療養給付費負担金 現年度分 690,280 (他)後期高齢者交付金 現年度分 3,516,269 (他)特別高額医療費共同事業交付金 2,318 (他)第三者納付金 9,323	808,640
2 高額介護合算療養費	210,195	191,532	18,663	87,515		102,945 (国)療養給付費負担金 現年度分 50,539 (国)普通調整交付金 19,563 (県)療養給付費負担金 現年度分 16,846 (県)県財政安定化基金交付金 567 (他)療養給付費負担金 現年度分 16,846 (他)後期高齢者交付金 現年度分 85,814 (他)特別高額医療費共同事業交付金 57 (他)第三者納付金 228	19,735

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	8,612,796	001 高額療養費 8,612,796 高額療養費 8,612,796
19 負担金、補助及び交付金	210,195	001 高額介護合算療養費 210,195 高額介護合算療養費 210,195

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 その他医療給付費	1,128,850	1,108,750	20,100				1,128,850
1 葬祭費	1,128,850	1,108,750	20,100				1,128,850

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	1,128,850	001 葬祭費 1,128,850 葬祭費 1,128,850

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 県財政安定化基金拠出金	102,303	102,303	0				102,303
1 県財政安定化基金拠出金	102,303	102,303	0				102,303
1 県財政安定化基金拠出金	102,303	102,303	0				102,303

3　県財政安定化基金拠出金

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	102,303	001 県財政安定化基金拠出金　102,303 財政安定化基金拠出金　102,303

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
4 特別高額医療費共同事業拠出金	70,037	56,920	13,117				70,037
1 特別高額医療費共同事業拠出金	70,037	56,920	13,117				70,037
1 特別高額医療費共同事業拠出金	69,841	56,670	13,171				69,841
2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	196	250	△ 54				196

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	69,841	001 特別高額医療費共同事業拠出金 69,841 特別高額医療費共同事業拠出金 69,841
19 負担金、補助及び交付金	196	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 196 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 196

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
5 保健事業費	589,720	570,893	18,827	264,075			325,645
1 健康保持増進事業費	589,720	570,893	18,827	264,075			325,645
1 健康診査費	473,706	490,893	△ 17,187	167,807 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分） 167,807			305,899
2 その他健康保持増進事業費	116,014	80,000	36,014	96,268 (国) 特別調整交付金 82,160 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分） 14,108			19,746

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
13 委託料	473,706	001 健康診査事業費 473,706 健康診査業務委託料 460,373 歯科健診業務委託料 13,333
13 委託料	36,014	001 その他健康保持増進事業費 116,014 低栄養・重症化予防等業務委託料 15,224 医療費分析業務委託料 18,360 その他健康保持増進業務委託料 2,430 後期高齢者医療特別対策補助金 80,000
19 負担金、補助及び交付金	80,000	

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
6 諸支出金	25,399	25,399	0				25,399
1 償還金及び還付加算金	25,398	25,398	0				25,398
1 保険料還付金	25,000	25,000	0				25,000
2 償還金	1	1	0				1
3 還付加算金	397	397	0				397

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	25,000	001 保険料還付金 25,000 保険料還付金 25,000
23 償還金利子及び割引料	1	001 償還金 1 国庫負担金返還金 1
23 償還金利子及び割引料	397	001 還付加算金 397 還付加算金 397

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 延滞金	1	1	0				1
1 延滞金	1	1	0				1

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	1	001 延滞金 1 延滞金 1

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
7 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 利子	20,000	20,000	0				20,000

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	20,000	001 一時借入金利子 20,000 一時借入金利子 20,000

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
8 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0			500 (他) 事務費繰入金 500	
歳出合計	263,277,593	255,576,378	7,701,215	110,035,768	0	128,138,971	25,102,854

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		001 予備費 500 予備費 500

平成２９年２月定例会提出議案の概要

議案番号	件　　名	主な内容
1	専決処分について 専決第１号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	新井頸南広域行政組合が平成２９年３月３１日付けで解散し脱退することに伴う規約の変更について、新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があることから専決処分としたもの
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	国の保険料軽減特例の見直し並びに軽減判定基準の拡大に伴い所要の改正を行うもの
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い改正するもの
4	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い改正するもの
5	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について	旅費の見直しに伴い所要の改正を行うもの
6	平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第２号)について	前年度事業の精算に伴い所要経費を補正するもの 【補正前】　９７７，９８３千円 【補正額】　２９，１９６千円 【補正後】　１，００７，１７９千円
7	平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)について	前年度事業の精算に伴い所要経費を補正するもの 【補正前】２６１，５２４，７５６千円 【補正額】　８８，４４５千円 【補正後】２６１，６１３，２０１千円
8	平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	歳入歳出総額　１，１４９，９８７千円
9	平成２９年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	歳入歳出総額　２６３，２７７，５９３千円

議案第１号関係資料

議案第１号　専決処分について
　　専決第１号　新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

１　規約変更の理由

　平成２９年３月３１日限りで新井頸南広域行政組合が解散し、新潟県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため

２　専決処分とした理由

　当該規約の変更に際し、新潟県市町村総合事務組合では、構成団体の規約改正を受け、国・県への許可手続きが必要となり、期限を平成２８年１２月２８日としていることから、この期限において広域連合議会の招集が困難であったため

以上の理由により、平成２８年１２月５日付けで専決処分を行ったもの

議案第１号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新

新潟県市町村総合事務組合規約

平成１６年1月２３日
総行市第３０号

別表第１（第２条関係）

（略）、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合（略）

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	組合市町村等
1　地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第２項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	（略）、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合（略）
2　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第７条第３項の規定による公平委員会の設置	（略）、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合（略）
3　地方公務員法第８条第２項に規定する公平委員会の権限	（略）、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合（略）
4　地方公務員法第17条の２第２項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の４第１項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）、新発田地域老人福祉保健事務組合、新潟県中東福祉事務組合（略）
5　地方公務員法第39条第２項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）、十日町地域広域事務組合、新潟県中東福祉事務組合（略）

旧

新潟県市町村総合事務組合規約

平成１６年1月２３日
総行市第３０号

別表第１（第２条関係）

（略）、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合、新潟県中東福祉事務組合（略）

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	組合市町村等
1　地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第２項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	（略）、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合、新潟県中東福祉事務組合（略）
2　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第７条第３項の規定による公平委員会の設置	（略）、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合、新潟県中東福祉事務組合（略）
3　地方公務員法第８条第２項に規定する公平委員会の権限	（略）、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合、新潟県中東福祉事務組合（略）
4　地方公務員法第17条の２第２項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の４第１項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）、新発田地域老人福祉保健事務組合、新井頸南広域行政組合、新潟県中東福祉事務組合（略）
5　地方公務員法第39条第２項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合、新潟県中東福祉事務組合（略）

新		旧	
６　地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、十日町地域広域事務組合、五泉地域衛生施設組合（略）	６　地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合、五泉地域衛生施設組合（略）
７～１６　（略）	７～１６　（略）	７～１６　（略）	７～１６　（略）

附　則

この規約は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第２号関係資料

議案第２号　新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

１　一部改正の理由

国の保険料軽減特例の見直し並びに軽減判定基準の拡大に伴い所要の改正を行うもの。

２　条例改正の概要

（１）特例措置として実施されている低所得世帯及び元被扶養者の保険料軽減の見直し

（２）低所得世帯の保険料軽減判定基準の拡大

３　施行日

平成２９年４月１日

議案第２号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成１９年１１月２７日 条例第３３号 （保険料の所得割額） 第６条　前条の所得割額は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号。以下「令」という。）第７条第１項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次条から第１０条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第１１条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号。以下「省令」という。）第８３条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。 （１）　（略） （２）　（略） ２　（略） ３　（略） （所得の少ない者に係る保険料の減額） 第１５条　（略） （１）　（略） （１）の２（略） （２）当該年度の賦課期日において、前２号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員であ	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成１９年１１月２７日 条例第３３号 （保険料の所得割額） 第６条　前条の所得割額は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号。以下「令」という。）第７条第１項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次条から第１０条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第１１条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号。以下「省令」という。）第８３条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。 （１）　（略） （２）　（略） ２　（略） ３　（略） （所得の少ない者に係る保険料の減額） 第１５条　（略） （１）　（略） （１）の２（略） （２）当該年度の賦課期日において、前２号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員であ

る被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に２７万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額

（３）　当該年度の賦課期日において、前３号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に４９万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の２を乗じて得た額

（４）　　（略）

２　（削る）

３　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附　則

（平成２２年度から平成２８年度までの各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第１２条　平成２２年度から平成２８年度までの各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１６条の規定を適用する場合においては、同条第１項中「被保険者（前条第１項第１号から第２号まで及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「１０分の５」とあるのは「１０分の９」とする。

第１３条　　（略）

（平成２９年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第１４条　平成２９年度における基礎控除後の総所得金額等が５８万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所

る被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に２６万５千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額

（３）　当該年度の賦課期日において、前３号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に４８万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の２を乗じて得た額

（４）　　（略）

２　基礎控除後の総所得金額等が５８万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に２分の１を乗じて得た額を控除して得た額とする。

３　前２項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附　則

（平成２２年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第１２条　当分の間、平成２２年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１６条の規定を適用する場合においては、同条第１項中「被保険者（前条第１項第１号から第２号まで及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「１０分の５」とあるのは「１０分の９」とする。

第１３条　　（略）

（追加）

得割額から当該所得割額に１０分の２を乗じて得た額を控除して得た額とする。 ２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
（平成２９年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例） 第１５条　平成２９年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１６条の規定を適用する場合においては、同条第１項中「被保険者（前条第１項第１号から第２号まで及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「１０分の５」とあるのは「１０分の７」とする。	（追加）
（平成３０年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例） 第１６条　平成３０年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第１６条の規定を適用する場合においては、同条第１項中「被保険者（前条第１項第１号から第２号まで及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」とする。	（追加）

附則

（施行期日等）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第３号関係資料

議案第３号　新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

１　一部改正の理由

　地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う所定の改正を行うもの

２　条例改正の概要

（１）育児休業等の対象となる子の範囲の見直し

（２）介護休業の分割取得に関する規定の追加

（３）介護のための所定労働時間短縮措置の新設

３　施行日

　平成２９年４月１日

議案第３号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１６号	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１６号
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第８条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。
２　前項の規定は、第１６条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介	２　前項の規定は、第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

新	旧
護」と読み替えるものとする。	
３　（略）	３　（略）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　（略） ２・３　（略） ４　前３項の規定は、第１６条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　（略） ２・３　（略） ４　第１項及び前項の規定は、第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
５　（略）	５　（略）
（休暇の種類） 第１２条　職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。	（休暇の種類） 第１２条　職員の休暇は、年次有給休暇、療養休暇、特別休暇及び介護休暇とする。
（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶	（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

新	旧
者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
２　介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。	２　介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する６か月の期間内において必要と認められる期間とする。
３　（略）	３　（略）
（介護時間） 第１６条の２　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 ３　介護時間における給与の扱いについては、当該職員の給与の適用を受ける地方公共団体の例による。	（新設）
（療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第１７条　療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	（療養休暇、特別休暇及び介護休暇の承認） 第１７条　療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第４号関係資料

議案第４号　新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

１　一部改正の理由

　地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う所定の改正を行うもの

２　条例改正の概要

　育児休業等の対象となる子の範囲の見直し

３　施行日

　平成２９年４月１日

議案第４号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１７号 （育児休業をすることができない職員） 第２条　（略） (1)　（略） (2)　（略） ア　（略） (ｱ)　（略） (ｲ)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（第２条の３第３号において「１歳６か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ｳ)　（略） イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ　（略） （育児休業法第２条第１項の条例で定める者） 第２条の２　育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４第２項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第１項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成１９年３月１日 条例第１７号 （育児休業をすることができない職員） 第２条　（略） (1)　（略） (2)　（略） ア　（略） (ｱ)　（略） (ｲ)　その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の１歳到達日から１年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。） (ｳ)　（略） イ　次条第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の１歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ　（略） （新設）

新	旧
限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。	
（育児休業法第２条第１項の条例で定める日） 第２条の３　（略） (1)・(2)　（略） (3)　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日 ア・イ　（略）	（育児休業法第２条第１項の条例で定める日） 第２条の２　（略） (1)・(2)　（略） (3)　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子が１歳６か月に達する日 ア・イ　（略）
（育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） 第２条の４　（略）	（育児休業法第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） 第２条の３　（略）
（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第３条　（略） (1)　育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア　死亡した場合 イ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合	（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第３条　（略） (1)　育児休業している職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 （新設）

新	旧
(2) 育児休業をしている職員が第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア　前号ア又はイに掲げる場合 イ　民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除された場合 (3)～(6)　（略） (7) 第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること。 (8)　（略）	(2)～(5)　（略） (6) 第２条の２第３号に掲げる場合に該当すること。 (7)　（略）
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第８条　育児休業法第１０条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第３条第１号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第８条　育児休業法第１０条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第１１条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第１１条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第３条第２号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。	（新設）
(3)～(7)　（略）	(2)～(6)　（略）
（部分休業の承認） 第１６条　（略） ２　勤務時間条例第１５条の規定による子を育てる場合の特別休暇又は勤務時間	（部分休業の承認） 第１６条　（略） ２　勤務時間条例第１５条の規定による子を育てる場合の特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

新	旧
条例第１６条の２の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第６７条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第６７条の規定による育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第５号関係資料

議案第５号　新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

１　一部改正の理由

新潟県及び県内市町村との均衡を図るため改正を行うもの

２　条例改正の概要

（１）日当の名称を変更

（２）県内出張の際の規定の見直し

（３）旅行雑費及びその他の職員の宿泊費の金額を改定

３　施行日

平成２９年４月１日

議案第５号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 平成１９年３月１日 条例第２０号 （旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。 ２～５　（略） ６　旅行雑費は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。 ７～９　（略） 第９条　旅行者が同一地域（第２条第２項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数３０日を超える場合にはその超える日数について定額の１割、滞在日数６０日を超える場合にはその超える日数について定額の２割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 ２　（略） 第１０条　１日の旅行において旅行雑費又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。 （旅行雑費） 第１７条　旅行雑費の額は、別表のとおりとする。 ２　前項の規定にかかわらず、県内へ旅行した場合の旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 平成１９年３月１日 条例第２０号 （旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。 ２～５　（略） ６　日当は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。 ７～９　（略） 第９条　旅行者が同一地域（第２条第２項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数３０日を超える場合にはその超える日数について定額の１割、滞在日数６０日を超える場合にはその超える日数について定額の２割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 ２　（略） 第１０条　１日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。 （日当） 第１７条　日当の額は、別表のとおりとする。 ２　前項の規定にかかわらず、県内へ旅行した場合の日当の額は、別表に定める額の２分の１に相当する額とする。 ３　規則で定める県内の市町村の区域内における旅行及びこれに類する旅行として規則で定める旅行については、前項の規定にかかわらず、日当は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。

新

３　公務上の必要その他やむを得ない事情により規則で定める時刻以前に規則で定める出発地を出発し、又は規則で定める時刻以後に規則で定める帰着地に帰着する日の旅行雑費の額は、第１項及び第２項ただし書に定める額に、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに、別表に定める額に相当する額を加えた額とする。

（県外の同一地域内旅行の旅費）

第２１条　（略）

２　前項の規定にかかわらず、公務上の必要その他やむを得ない事情により多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について第１７条第１項の規定により支給される旅行雑費の額に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

別表（第１４条、第１７条―第１９条関係）

旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区　　分	船　賃		旅行雑費	宿泊料	食卓料
	２階級に区分する場合	３階級に区分する場合			
事務局長	下級	中級	１，３００円	１３，１００円	２，６００円
その他の職員	下級	下級	１，１００円	１０，９００円	２，２００円

旧

４　公務上の必要その他やむを得ない事情により規則で定める時刻以前に規則で定める出発地を出発し、又は規則で定める時刻以後に規則で定める帰着地に帰着する日の日当の額は、第１項及び第２項に定める額に、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに、別表に定める額の２分の１に相当する額を加えた額とする。

（県外の同一地域内旅行の旅費）

第２１条　（略）

２　前項の規定にかかわらず、公務上の必要その他やむを得ない事情により多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について第１７条第２項の規定により支給される日当の額の２分の１に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

別表（第１４条、第１７条―第１９条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

区　　分	船　賃		日　当	宿泊料	食卓料
	２階級に区分する場合	３階級に区分する場合			
事務局長	下級	中級	２，６００円	１３，１００円	２，６００円
その他の職員	下級	下級	２，２００円	１２，０００円	２，２００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

議案第６号関係資料

議案第６号　　平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について

【 補 正 額 】 29,196千円　追加

【補 正 理 由】 特別調整交付金及び共通経費負担金等の精算について補正するもの

【歳入予算】　（予算書５頁及び６頁）　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説　明	
分担金及び負担金	973,393	△ 45,331	928,062	共通経費負担金	△ 45,331
繰越金	1,037	49,650	50,687	前年度繰越金	49,650
諸収入	388	24,877	25,265	国保連合会返還金	24,877
補正されなかった款にかかる額	3,165		3,165		
歳入合計	977,983	29,196	1,007,179		

【歳出予算】　（予算書７頁及び８頁）　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説　明	
総務費	976,568	29,196	1,005,764	○償還金	29,196
				・特別調整交付金返還金（H27長寿・健康増進事業精算分）	4,319
				・市町村負担金返還金（H27共通経費負担金精算分）	24,877
補正されなかった款にかかる額	1,415		1,415		
歳出合計	977,983	29,196	1,007,179		

別紙（議案第６号参考資料）

平成28年度　広域連合共通経費負担金内訳資料

（単位：千円）

No.	市町村名	共通経費負担金		
		補正前	補正額	補正後
1	新潟市	288,185	△ 13,421	274,764
2	長岡市	106,016	△ 4,937	101,079
3	三条市	40,957	△ 1,908	39,049
4	柏崎市	37,118	△ 1,729	35,389
5	新発田市	41,119	△ 1,915	39,204
6	小千谷市	17,743	△ 826	16,917
7	加茂市	14,679	△ 684	13,995
8	十日町市	27,054	△ 1,260	25,794
9	見附市	18,811	△ 876	17,935
10	村上市	29,929	△ 1,394	28,535
11	燕市	33,083	△ 1,541	31,542
12	糸魚川市	22,642	△ 1,054	21,588
13	妙高市	17,175	△ 800	16,375
14	五泉市	24,078	△ 1,121	22,957
15	上越市	78,444	△ 3,653	74,791
16	阿賀野市	20,121	△ 937	19,184
17	佐渡市	30,293	△ 1,411	28,882
18	魚沼市	18,793	△ 875	17,918
19	南魚沼市	25,822	△ 1,202	24,620
20	胎内市	15,101	△ 703	14,398
21	聖籠町	8,032	△ 374	7,658
22	弥彦村	6,258	△ 292	5,966
23	田上町	7,917	△ 369	7,548
24	阿賀町	9,441	△ 440	9,001
25	出雲崎町	5,448	△ 253	5,195
26	湯沢町	6,542	△ 304	6,238
27	津南町	8,103	△ 377	7,726
28	刈羽村	5,033	△ 235	4,798
29	関川村	6,018	△ 280	5,738
30	粟島浦村	3,438	△ 160	3,278
合　計		973,393	△ 45,331	928,062
広域連合予算額		973,393	△ 45,331	928,062

議案第７号関係資料

議案第７号　　平成２８年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第２号）について

【 補 正 額 】 88,445千円　追加

【補正理由】 特別調整交付金の精算及び前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金積立金の追加等について補正するもの

【歳入予算】　（予算書５頁及び６頁）　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説　明	
繰越金	5,671,976	25,942	5,697,918	前年度繰越金	25,942
諸収入	293,287	62,503	355,790	国保連合会返還金	62,503
補正されなかった款にかかる額	255,559,493		255,559,493		
歳入合計	261,524,756	88,445	261,613,201		

【歳出予算】　（予算書７頁及び８頁）　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説　明	
総務費	1,070,945	85,145	1,156,090	○医療財政調整基金経費 ・医療財政調整基金積立金	85,145
諸支出金	5,973,777	3,300	5,977,077	○償還金 ・特別調整交付金返還金（H27精算分）	3,300
補正されなかった款にかかる額	254,480,034		254,480,034		
歳出合計	261,524,756	88,445	261,613,201		

議案第8号関係資料

議案第8号　平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

《歳入歳出予算総額》

11 億 4,998 万7千円 （対前年度 173,040 千円、17.7%増）

【増減の主なもの】

（増） 特別会計事務費繰出金
医療費通知の実施、電算システム改修経費の増加によるもの

（増） 特別調整交付金事業
医療費適正化関連の補助事業の増加によるもの

【歳入予算】 （単位:千円）

款	29 年度予算	28 年度予算	比　較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,131,703	973,393	158,310	共通経費負担金 ※別紙参照
国庫支出金	17,821	3,165	14,656	後期高齢者医療制度事業費補助金（医療費適正化事業） ・・・・・・ 1,471 特別調整交付金 ・・・・・・・・・ 16,350
その他の款の計	463	389	74	繰越金、諸収入
歳入合計	1,149,987	976,947	173,040	

【歳出予算】 （単位:千円）

款	29 年度予算	28 年度予算	比　較	主な科目の説明
総務費	1,148,558	975,532	173,026	一般管理事務費・・・・・・・・・・・・・1,070,708 ・事務局運営費等 33,931 ・特別会計事務費繰出金 1,036,777 職員派遣関係経費・・・・・・・・・・・・ 58,167 ・総務課等職員人件費負担金 56,800 後期高齢者医療制度事業費（補助事業）・・・・ 2,943 ・広報物作成経費（後発医薬品分） 2,943 特別調整交付金事業費（補助事業）・・・ 16,355 ・医療懇談会運営等経費 322 ・医療費通知郵送料（医療費適正化分） 10,482 ・広報物作成経費（医療費適正化分） 4,705
その他の款の計	1,429	1,415	14	議会費、予備費
歳出合計	1,149,987	976,947	173,040	

別紙（議案第８号参考資料）

平成29年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

（単位:千円）

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	335,054
2	長岡市	123,259
3	三条市	47,618
4	柏崎市	43,155
5	新発田市	47,806
6	小千谷市	20,629
7	加茂市	17,066
8	十日町市	31,454
9	見附市	21,870
10	村上市	34,796
11	燕市	38,463
12	糸魚川市	26,325
13	妙高市	19,968
14	五泉市	27,994
15	上越市	91,202
16	阿賀野市	23,393
17	佐渡市	35,220
18	魚沼市	21,849
19	南魚沼市	30,022
20	胎内市	17,557
21	聖籠町	9,338
22	弥彦村	7,276
23	田上町	9,204
24	阿賀町	10,976
25	出雲崎町	6,335
26	湯沢町	7,606
27	津南町	9,421
28	刈羽村	5,851
29	関川村	6,997
30	粟島浦村	3,997
合　計		1,131,703
広域連合予算額		1,131,703

議案第9号関係資料

議案第9号　平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

《歳入歳出予算総額》

2,632 億 7,759 万 3 千円（対前年度 7,701,215 千円、3.0%増）

【増減の主なもの】

（増）医療給付経費（総務費）
医療費通知の実施によるもの

（増）療養給付費（保険給付費）
平成 29 年度の一人当たり医療給付費について、給付実績等を踏まえ見込んだもの
※ 平成 28 年度 @692,106 円 → 平成 29 年度 @699,996 円

（増）その他健康保持増進事業（保健事業費）
低栄養・重症化予防（低栄養改善に向けた訪問相談）実施によるもの

【歳入予算】　（単位：千円）

款	29 年度予算	28 年度予算	比　較	主な科目の説明
市町村支出金	41,996,378	40,461,887	1,534,491	
保険料等負担金	21,198,536	20,262,888	935,648	保険料徴収分＋保険料軽減分負担金 ※別紙【B、C】参照
療養給付費負担金	20,797,842	20,498,999	598,843	療養給付費負担金 ※別紙【A】参照
国庫支出金	89,270,564	87,242,075	2,028,489	療養給付費負担金・・・・・・ 62,393,527 高額医療費負担金・・・・・・・・ 783,089 調整交付金・・・・・・・・・・・・ 24,543,593 事業費補助金・・・・・・・・・・・・・ 193,814 円滑運営臨時特例交付金 1,356,541
県支出金	22,280,931	21,659,505	621,426	療養給付費負担金・・・・・・ 20,797,842 高額医療費負担金・・・・・・・・ 783,089 県財政安定化基金交付金・・ 700,000
支払基金交付金	105,943,629	102,874,696	3,068,933	後期高齢者交付金
繰入金	3,424,361	2,987,256	437,105	事務費繰入金・・・・・・・・・・・・・1,036,777 医療財政調整基金繰入金 ・・2,387,584
その他の款の計	361,730	350,959	10,771	特別高額医療費共同事業交付金、財産収入、繰越金、県財政安定化基金借入金、諸収入
歳入合計	263,277,593	255,576,378	7,701,215	

【歳出予算】　（単位：千円）

款	29 年度予算	28 年度予算	比　較	主な科目の説明
総務費	1,220,101	1,070,945	149,156	総務管理費・・・・・・・・・・・・・・1,220,101 ・業務一般管理費 122,159 ・医療給付経費 536,786 ・電算システム経費 436,250 ・医療財政調整基金経費 100,080 ・医療費適正化推進事業費 23,800
保険給付費	261,249,533	253,729,418	7,520,115	療養諸費・・・・・・・・・・・・・・251,297,692 ・療養給付費 243,127,279 ・療養費 2,094,163 ・食事・生活療養費 4,857,835 ・訪問看護療養費 596,849 ・審査支払手数料 620,965 高額療養諸費・・・・・・・・・・・・8,822,991 ・高額療養費 8,612,796 その他医療給付費・・・・・・・・1,128,850 ・葬祭費
保健事業費	589,720	570,893	18,827	健康診査費・・・・・・・・・・・・・・・・473,706 ・健康診査事業費（市町村への委託料） ・歯科健診事業費（市町村への委託料） その他健康保持増進事業・・・・116,014 ・低栄養・重症化予防業務 15,224 ・特別対策補助金 80,000
その他の款の計	218,239	205,122	13,117	県財政安定化基金拠出金、特別高額医療費共同事業拠出金、諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	263,277,593	255,576,378	7,701,215	

別紙（議案第９号参考資料）

平成29年度予算における市町村療養給付費負担金・保険料等負担金見込一覧

（単位：千円）

No.	市町村名	療養給付費負担金【A】	保険料等負担金	
			（保険料軽減分）【B】※保険基盤安定制度分	（徴収分）【C】
1	新潟市	6,709,103	1,467,700	5,833,730
2	長岡市	2,281,892	598,360	1,893,590
3	三条市	871,058	234,501	688,532
4	柏崎市	823,632	204,736	643,187
5	新発田市	810,637	232,386	632,934
6	小千谷市	342,643	90,818	239,993
7	加茂市	286,592	77,122	196,868
8	十日町市	547,234	180,404	356,407
9	見附市	369,257	98,059	244,126
10	村上市	749,086	199,229	427,456
11	燕市	632,264	175,007	545,407
12	糸魚川市	512,803	129,160	396,055
13	妙高市	369,391	85,891	257,545
14	五泉市	509,310	147,251	303,323
15	上越市	1,797,629	435,313	1,357,571
16	阿賀野市	397,291	119,275	203,092
17	佐渡市	754,193	230,367	443,684
18	魚沼市	378,287	107,881	232,834
19	南魚沼市	530,807	137,774	342,024
20	胎内市	302,781	78,703	185,663
21	聖籠町	92,497	27,281	43,982
22	弥彦村	59,501	17,465	44,310
23	田上町	104,665	29,524	74,107
24	阿賀町	190,691	57,621	94,056
25	出雲崎町	56,859	17,531	35,987
26	湯沢町	68,463	21,074	68,142
27	津南町	115,340	39,530	72,209
28	刈羽村	41,782	10,364	29,556
29	関川村	86,416	24,526	32,551
30	粟島浦村	5,738	1,776	2,986
合　計		20,797,842	5,276,629	15,921,907
広域連合予算額		20,797,842		21,198,536